

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第4号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（認定申請書に添えるべき図書）</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（低炭素建築物新築等計画が住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（認定申請書に添えるべき図書）</p> <p>第3条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（低炭素建築物新築等計画が住宅の共用部分又は住宅以外の用途に供する部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関である当該登録住宅性能評価機関に限る。）が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。